

## 弔慰金規定

(目的)

- 1 この規定は、「府中市観光ボランティアの会」(以下会)の会員の弔慰金等の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給事由の対象)

- 2 弔慰金等の支給対象は、会の会員とする。

(弔慰金等)

- 3 弔慰金等は次のとおりとする。

- (1) 弔慰金 会員が死亡したとき  
香典として 10000円
- (2) 会として遺族あてに弔電を発信する。
- (3) 費用は、親睦事業・自主事業会計から支出するものとする。

(支給の方法)

- 4 支給に関しては代表又は代表から委任された者が行い、後日、全体会にて報告するものとする。

(本規定の改正)

- 5 改正が必要な場合は全体会で承認を得るものとする。全体会の出席者の過半数の賛同を持って改正を行うものとする。

付則

この規定は、令和3年10月25日から実施する。